



## 2022年度協約改訂を全組合員で闘おうシリーズ⑫

# 出向者の労働条件をJR本体並みに！ 出向者との格差は是正せよ！

会社は、組合員が専任社員の年齢に近づくと「54歳原則出向」を盾に有無を言わず出向に放り出してしまいます。しかし、その一方では出向せず、JR本体で専任社員として就労する組合員もいます。JR東海労は、“本人の希望しない出向”には反対であることを明確にし、様々な闘いを展開してきました。それは、出向すると明らかに労働条件が変わり、組合員にとって不利益となるからです。

JR東海では、乗務員の基準労働時間は7時間、標準的地上勤務者で7.5時間です。これに稼働日245日を掛けるとそれぞれ1,715時間、1,837.5時間となります。出向では、出向先の業種により異なりますが、JR関連企業を除くと、そのほとんどが法定労働時間である2,080時間にかなり近い労働時間になります。

警備会社「スリーエス」に出向した組合員は、1ヶ月180時間の勤務が組み立てられていました。これは、年間にすると2,160時間になります。勿論、月単位にしても年単位にしても労基法違反になります。

JR東海では、年間120日の休日ですが、民間会社の多くは107日程度です。更に、JRでは忌引休暇制度がありますが、民間では忌引休暇の日数が少ないか、ひどいところでは制度そのものがないところもあります。出向規程では、「労働時間、休日、休暇は出向先の規程による」となっています。

出向しても、超過勤務手当はJR東海の賃金規程が適用されますが、そもそも所定労働時間が違うので、かなりの差があります。JRで年間総労働時間1,837.5時間を超える場合は、超過勤務となりB単価（超勤手当）で整理されます。予め労働時間を超える勤務指定は、休日出勤として取り扱うべきですから、D単価（休日出勤）となるべきです。しかし、出向者は1,837.5時間を超えた分を「出向特別措置」としてA単価で支払われます。

JR東海労は、①出向先の年間労働時間は1,873.5時間までとすること、②1,873.5時間を超える出向先の場合は本人の同意を得ること、③労働時間が1,873.5時間を超える場合はD単価を要求して闘ってきました。しかし、会社は全く耳を傾けず、改善する気はさらさらありません。職場から声を上げていきましょう。